

入札公告に関する質問回答

工事番号	質問事項	回答事項
28-6	<p>【配置しようとする技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係が本件入札の開札日以前に 3箇月以上ある、法に定める、電気工事業に係る技術者を専任で配置できること。】となっていますが、平成28年6月1日改正の建設業法施行令（一部改正）で専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額について、建築一式工事以外が、2,500万円から3,500万円に引き上げられています。つきましては、専任要件を緩和して、非専任としていただけないのでしょうか。</p>	<p>法施行令の一部改正は承知しており、本件工事の予定価格は3,500万円以下であります。本件工事については、多目的広場管理棟建築工事との連携が重要な工事案件であり、専任での配置が必要と判断しました。</p> <p>従いまして、入札公告のとおり専任配置とします。</p>
	<p>本件工事の他、同日に執行される入札に対し、同一の配置予定技術者を登録する事は可能でしょうか。ご教示願います。</p>	<p>落札可能届（様式98-1）を提出すれば、複数の工事に同一の技術者を配置予定とすることは可能です。</p> <p>なお、様式は入札様式のページに掲載しています。</p>